

資格期間が10年以上あれば、年金を受け取れるようになりました。



平成29年8月1日から年金を受け取るために必要な資格期間が10年になりますので、新たに年金を受け取れる方が増えます。(これまでは25年必要)

また、ご自身の年金記録を確認することで年金を受けとれる場合があります。

「資格期間」とは？

以下の期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年以上あると、年金を受け取ることができます。

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間(厚生年金保険や船員保険、共済組合等の加入期間)
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間(「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間)

※具体的には①昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間

②平成3年3月以前に学生だった期間

③海外に住んでいた期間

④脱退手当金の支給対象となった期間 などが合算対象期間(カラ期間)となります。

新たに年金を受けとることができる方



この黄色の封筒が届いたらJAにご相談ください。

新たに年金を受けとれるようになる資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。対象となる方は手続きが必要です。

JAでお手伝いしますので、下記の支店金融窓口または本店推進企画課にお申し付けください。

ご自身の年金記録を確認することで年金を受けとれる場合も



持ち主の分からない年金記録(いわゆる「未統合記録」)が、今なお約2000万件残っています。この中にご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

JAで調査しますので、お気軽にご相談下さい。

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にお問合せください。

あなたの近くの大きな安心
JAバンク
もっとJA ずっとJA

JA栗っこ

築館支店 ☎22-3109
高清水支店 ☎58-2121
瀬峰支店 ☎38-3111
志波姫支店 ☎25-3213
若柳支店 ☎32-2223

アケス有賀大岡支店 ☎32-2226
一迫支店 ☎52-3113
花山支店 ☎56-2003
金成中央支店 ☎42-2120
萩野支店 ☎44-2111

栗駒中央支店 ☎45-5785
尾松支店 ☎45-2256
鶯沢支店 ☎55-2151
本店推進企画課 ☎23-2115